

品川区介護職員・介護支援専門員 居住支援手当の支給に係る補助事業について

品川区福祉部高齢者福祉課介護人材確保定着支援担当

令和7年4月

品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当の支給に係る補助事業（事業概要）

事業目的

- ✓ 団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者となる「2025 年問題」が迫る中、介護ニーズは増大
 - ✓ 介護職員の給与水準が他業種と比較して低いことや、住宅コスト等が高いという都心部の地域特性を考慮した介護職員の処遇改善が必要
 - ✓ 品川区として対策を充実・強化し、一刻も早く介護業界からの人材流出に歯止めをかける
- ➡ 国による介護報酬等の見直しが講じられるまでの間、品川区が居住支援手当を支給

事業概要

【対象職種】

介護保険サービス事業所に勤務する介護職員・介護支援専門員

【対象者】

常勤および非常勤職員（所定労働時間が週 20 時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての介護職員等を支給対象とする

【手当額】

月額 1 万円

【令和 7 年度予算額】

434,700 千円 補助率 10/10

（規模：介護職員・介護支援専門員 3,150 人）

事業イメージ

介護職員の平均給与
（モデルケース）

区の特別手当
都の特別手当
国の介護報酬
ベースとなる給与

1 年間で
30 万円超のアップ

計 33 万 1 千円(月額)

1 万円(月額)
1 万円(月額)
6 千円(月額)
30 万 5 千円(月額)

6 年目職員

【事業の概要】

介護職員等の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、区では生活の基盤である住居費などが高いことに着目し、居住支援手当を支給する事業者を支援

- 介護職員等の処遇の改善を目的とし、介護職員および介護支援専門員に月額1万円を支援します。
- 通常の住宅手当とは違い、**居住の形態にかかわらず、一定程度介護および介護支援専門員の仕事をしている職員はすべて対象**となります。
- また、**既存の手当に充当することは認められません**。必ずあらたに「品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当」を創設し、支給して下さい。

【対象事業所】

区内の介護保険サービス事業所であり、下記に記載する事業所

1	介護老人福祉施設	11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	介護老人保健施設	12	夜間対応型訪問介護
3	介護医療院	13	(介護予防) 認知症対応型通所介護
4	訪問介護	14	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
5	(介護予防) 訪問入浴介護	15	(看護) 小規模多機能型居宅介護
6	通所介護	16	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
7	(介護予防) 通所リハビリテーション	17	地域密着型特定施設入居者生活介護
8	(介護予防) 短期入所生活介護	18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
9	(介護予防) 短期入所療養介護	19	地域密着型通所介護
10	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	20	居宅介護支援
		21	介護予防支援（地域包括支援センター・地区在宅介護支援センターを含む）

※養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の老人福祉法による施設は、特定施設入居者生活介護事業所となっていない場合は対象外です。

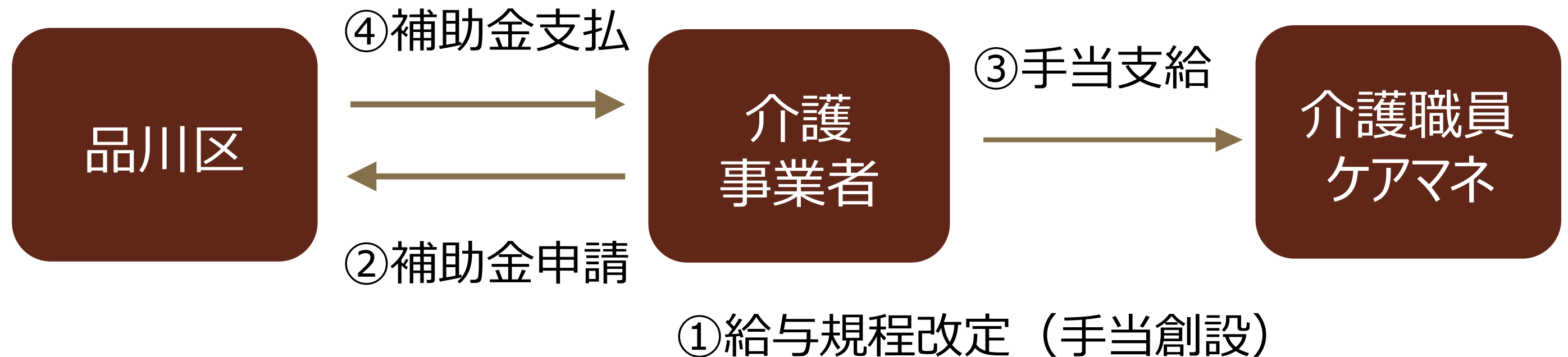
【対象職種・条件】

介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、
支援相談員、介護支援専門員、計画作成担当者

- 対象は常勤職員及び非常勤職員です。**所定労働時間または実労働時間が週 20 時間以上または月 80 時間以上**の職員で、上記対象職種の職務として人員配置されていれば、対象となります。
- **役員（法人代表者を含む）**についても、週 20 時間以上または月 80 時間以上、介護職員（訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員を含む）または介護支援専門員（計画作成担当者を含む）の職務として人員配置されていれば、対象となります。

【事業イメージ】

まず給与規程（就業規則）を改定してから品川区に補助金を申請
申請の際には改定した給与規程の添付が必要



※補助金の支払いまでは、手当支給の際は一旦立替払いをする必要があります。

【手当の創設】

補助金の申請には、まず「品川区介護職員・介護支援専門員居住
支援手当」を創設し、給与規程（就業規則）に記載、労基署への
届け出が必要

- 手当名は「**品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当**」として下さい。また、
区の補助条件に沿った手当だと分かるよう「**品川区介護職員・介護支援専門員居住
支援手当の支給に係る補助事業実施要綱**」に準拠して支給する旨を記載して下さい。
- 当該事業の対象者以外の対象（介護職員以外の職種等）に独自に支給する場
合は、区の手当とは別の名称の手当により支給して下さい。
- 令和6年度中に、給与規程（就業規則）に当該手当名等を記載し、改定後の給
与規定等を区に提出した事業者は届出不要です。

【手当の創設】

〈給与規程の記載例〉

第〇条（品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当）

「品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当の支給に係る補助事業実施要綱」の運用に準拠し支給するものとする。この手当の支給は「品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当」の交付対象となる期間とする。

2. この手当の支給額は次による。

「品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当の支給に係る補助事業実施要綱」第4条（4）に当たる支給額 10,000円

※あくまで記載例になりますので、文言は法人内でご検討下さい。

【補助金の支払い方法】

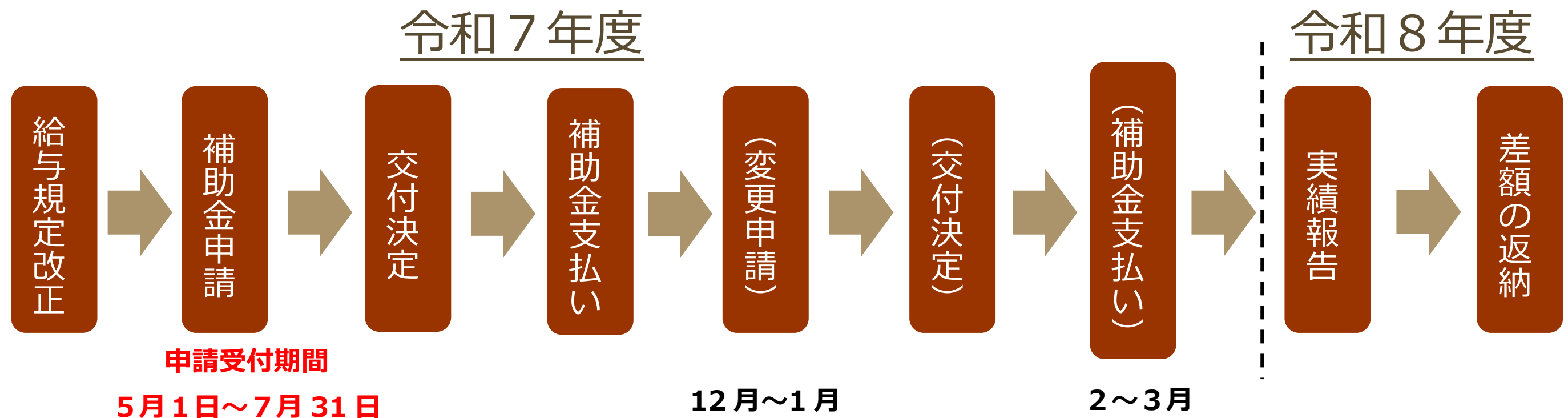
補助金は手当の支給予定分※を8月頃から順次支払い、翌年度、実際の支給額に応じて精算・返金が必要

- 補助金はその年度の手当の支給予定に基づき申請します。審査後、**支給予定額およびその金額の15%（社会保険料事業者負担分相当）**が支払われます。
- 実際の手当の支給額が確定したら、翌年度実績報告を提出し、余った金額の返金が必要になります。

※本年度末（翌年3月31日）までに支払われた分までの経費が補助対象経費
です。

【申請スケジュール】

補助金の申請受付は5月1日から7月31日まで
補助金は4月分に遡及して申請可



- 申請は5月1日から受け付けますが、4月分から申請できます。
- 変更申請が必要な場合は、令和7年12月から受け付けます。
- 申請は法人ごとに行ってください（事業所ごとではありません）。